

## ○キャンパス・ハラスメント及び性暴力等相談員細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、キャンパス・ハラスメント及び性暴力等相談員（以下「相談員」という。）の任務等について定める。

### (任務)

第2条 相談員は、キャンパス・ハラスメント及び性暴力等（以下、「ハラスメント等」という。）防止委員会規程第3条の適用対象となる者からの相談に応じるものとする。

2 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決策の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。

3 相談員は、複数人で相談を受け、適切かつ迅速に対処しなければならない。ただし、申出人（申立を行った者をいう。）又は申立人と被申立人（申立の相手をいう。）の所属する部署の相談員は含まないものとする。

4 相談者からの相談に応じた相談員は、当該相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、ハラスメント等防止委員会（以下「防止委員会」という。）の委員長に文書により報告しなければならない。

5 相談員は、任務を遂行するために必要な知識と技術を習得するために、防止委員会が企画する研修を受けるものとする。

### (相談に関わる守秘義務等)

第3条 相談員は、当該相談に係る教職員、学生等関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密及び関係者の個人情報を他に漏らしてはならない。

2 相談員が、前項の定めに反した場合は、相談員の任を解くものとし、状況によっては服務規程の定めにより対応することがある。

### (改廃)

第4条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

### 附 則

この細則は、平成19年6月7日から施行する。

2 この細則は、平成21年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。〔細則改廃の条文改定〕

3 この細則は、平成23年10月1日から改定施行する。〔相談員委員会条文の廃止、部門代表者の責務の削除〕

4 この細則は、令和7年11月1日から施行する。〔細則名称の変更、第1条：性暴力等

の追加]